

就学支援金及び授業料等軽減制度フローチャート

次のフローチャートにしたがって確認してください。

※ 認定方法は次のとおりです。

[平成29年7月～平成30年6月] 平成29年度市町村民税所得割額 で決定します。

I 就学支援金・授業料等軽減

就学支援金

+ 授業料等軽減

① 生活保護を受けていますか？

No

YES

※「保護者全員の市町村民税所得割額が確認できる書類」とは、市町村民税・県民税特別徴収税額決定通知書、市町村民税・県民税納税通知書、市町村民税・県民税課税証明書です。(詳しくは別紙「市町村民税所得割額が記載された書類をご用意ください」をご覧ください。)

就学支援金

年額297,000円(上限)

※月額24,750円(2.5倍)

+ 授業料軽減

授業料等の全額

【提出書類】

- ・就学支援金受給資格認定申請書(兼)収入状況届出書
- ・授業料等軽減申請書
- ・生活保護受給証明書

※ 保護者全員・生徒の氏名及び受給開始年月日の記載のあるもの

・保護者全員の市町村民税所得割額が確認できる書類

(※ 平成29年1月2日以降に生活保護受給世帯になった場合のみ。)

② 保護者全員が市町村民税所得割が非課税

No

YES

※以下「所得割額」と略します。

就学支援金

年額297,000円(上限)

※月額24,750円(2.5倍)

+ 授業料軽減

授業料等の全額

【提出書類】

- ・就学支援金受給資格認定申請書(兼)収入状況届出書
- ・授業料等軽減申請書
- ・保護者全員の市町村民税所得割額が確認できる書類

③ 所得割額の合算 < 51,300円

No

YES

就学支援金

年額237,600円(上限)

※月額19,800円(2.0倍)

+ 授業料軽減

授業料等の2/3

【提出書類】

- ・就学支援金受給資格認定申請書(兼)収入状況届出書
- ・授業料等軽減申請書
- ・保護者全員の市町村民税所得割額が確認できる書類

④ 所得割額の合算 < 154,500円

No

YES

就学支援金

年額178,200円(上限)

※月額14,850円(1.5倍)

(授業料軽減対象外)

【提出書類】

- ・就学支援金受給資格認定申請書(兼)収入状況届出書
- ・保護者全員の市町村民税所得割額が確認できる書類

⑤ 所得割額の合算 < 304,200円

No

YES

就学支援金

年額118,800円(上限)

※月額9,900円(1.0倍)

(授業料軽減対象外)

【提出書類】

- ・就学支援金受給資格認定申請書(兼)収入状況届出書
- ・保護者全員の市町村民税所得割額が確認できる書類

就学支援金及び授業料軽減対象外

II 入学時納入金軽減

入学時から I の授業料軽減を受けることができる人

年額27,000円